

鳥取市地域福祉推進計画

第2次鳥取市地域福祉計画・ 第4次鳥取市地域福祉活動計画

～中間見直し版～

鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画
鳥取市再犯防止推進計画

令和元年度 (2019年度) ～ 令和6年度 (2024年度)

概要版

鳥取市地域福祉推進計画（鳥取市地域福祉計画・鳥取市地域福祉活動計画）とは、鳥取市民の誰もが、みんなで支え合い、いつまでもいきいきと自分らしく暮らしつづけることができるよう、これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や市民ニーズに対応し、自分らしく暮らすことができる福祉のまちづくりを市民の皆さん、事業者の皆さん、社会福祉協議会、行政が連携し、協働しながら推進する取組を示すものです。





今なぜ、地域福祉推進計画なのか？

少子高齢化、小世帯化や一人暮らし高齢者の増加など家族形態を取り巻く環境の変化に伴い、地域における助け合う力が徐々に弱まりつつあります。

さらに、複合的な福祉問題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題など、新たな福祉課題が生じています。

そうした課題を解決するため、サービスの受け手と支え手という関係を超えて、誰もが住み慣れた地域で自分の能力を発揮しながら自分らしく暮らせる「地域共生社会の実現」が求められています。

本市においては「地域共生社会の実現」をめざし、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、いきいきと暮らしていくまちづくりを進めていこうとする「地域福祉」の取組を推進するため、この計画を策定しました。



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



出典：厚生労働省



公民協働による計画の推進

「地域福祉計画」は、行政が地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進役である社会福祉協議会が主体となって民間の立場から福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系的にとりまとめた行動計画です。

この二つの計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠であることから、鳥取市と鳥取市社会福祉協議会は、二つの計画の連携を図り、より効果的に地域福祉の推進を目指すため、「地域福祉推進計画」として一体的に策定しました。



地域福祉とは？

「地域福祉」は、地域における社会福祉（社会福祉法第1条）とされています。

地域福祉の領域は、主に自治体の福祉政策（地域福祉政策）と住民主体の支えあい活動（地域福祉活動）の2つです。

地域福祉

自治体の福祉政策 （地域福祉政策）

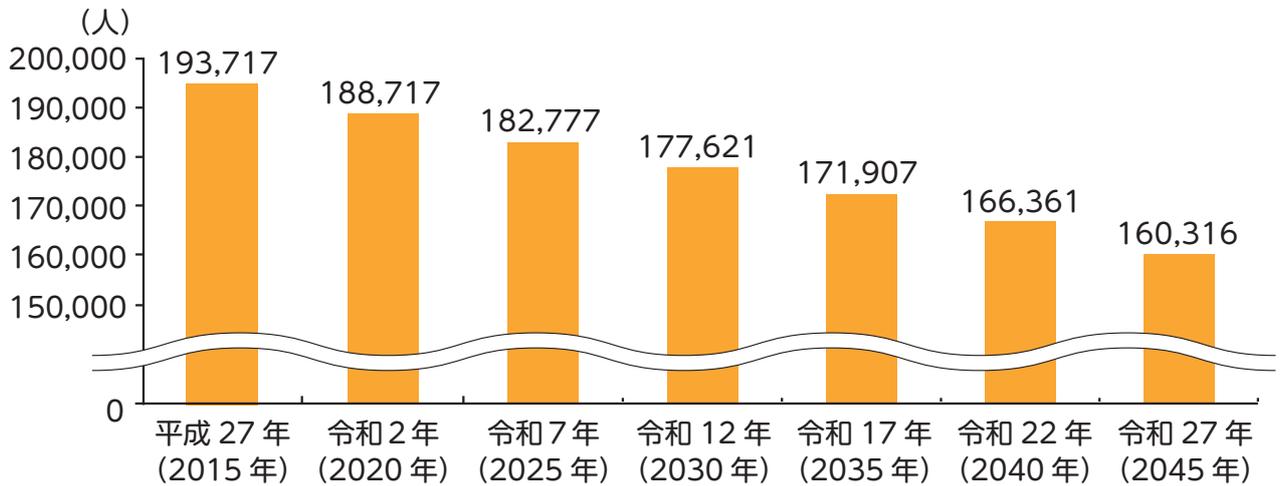
- ・ 社会保障のサービス実施
（金銭、施設・在宅等の各種のサービス給付）
- ・ 自治体独自に実施する福祉サービス
（国の基準に上乘せ・横だし、新規に事業を企画等）

住民主体の支えあい活動 （地域福祉活動）

- ・ 自治体と連携して実施する地域福祉サービス
（民生委員制度、住民主体の介護予防活動等）
- ・ 地域住民が独自に実施する福祉活動
（見守りをはじめとする各種ボランティア活動）

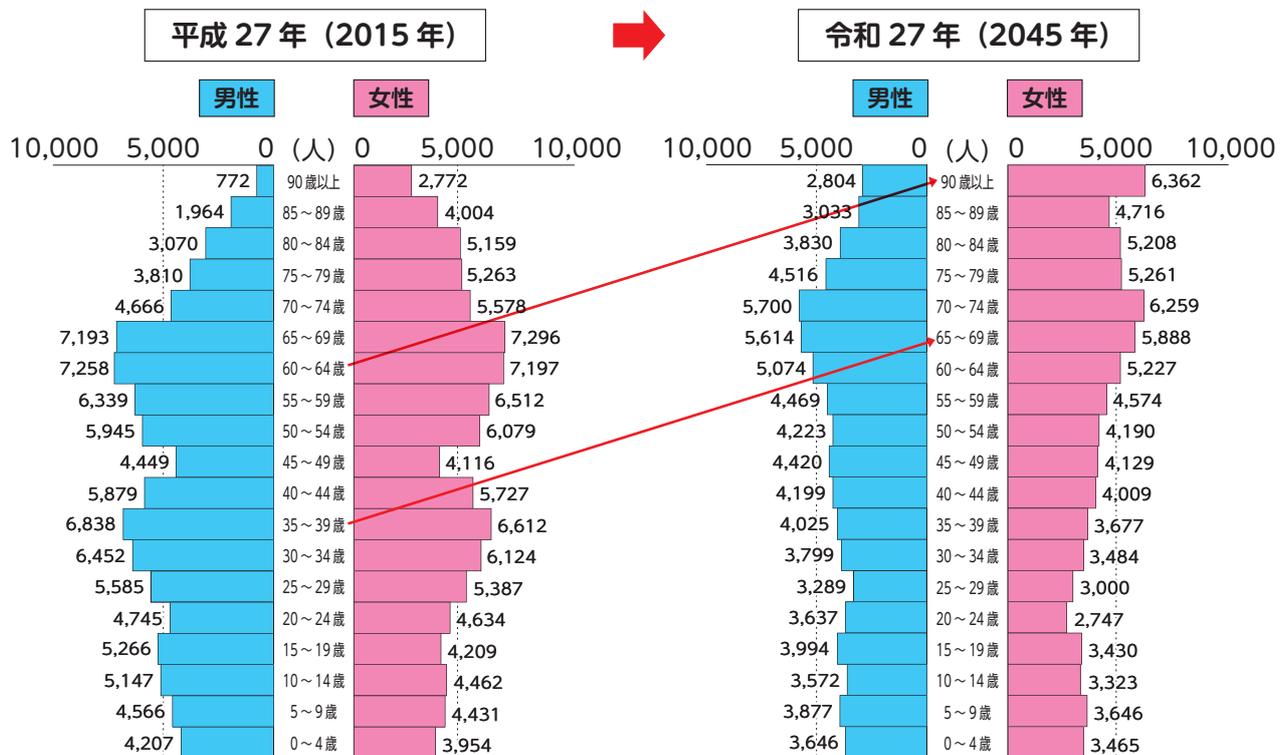
鳥取市の状況は？

鳥取市の人口の将来推計は、平成 27 年の国勢調査と比べ、30 年後の令和 27 年で 160,316 人と約 3 万 3 千人減少すると予測しています。



資料：平成 27 年は国勢調査
令和 2 年以後は「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望

鳥取市の年齢構成は、平成 27 年の国勢調査と比べ、30 年後の令和 27 年では団塊ジュニア世代の 65 歳から 74 歳までが最も大きな構成になると予測しています。



資料：平成 27 年は国勢調査
令和 27 年は「鳥取市人口ビジョン」の人口の将来展望



地域福祉に取り組むために必要なことはなに？

その1

地域で助けが必要な人を見逃さない関係や仕組みづくりが必要です。

- あの人、最近見かけないよね。
- ご近所との立ち話が少ないよね。
- 近所で何事も助け合えるような環境を作りたいよね。



その2

仲間づくりや交流の場となり、相談や支援の場となる地域の場づくりが必要です。

- 住民の交流の機会が少ないよね。
- 住民同士のまとまりや助け合いが少ないなあ。
- 近所で頼れるひとがいないよ。
- 忙しくて地域活動に参加しにくいなあ。



その3

一人一人が地域や福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手を増やしていく必要があります。

- 最近、行事の参加者が少ないよね。
- 参加のきっかけがないよね。
- 次代の担い手がいないよ。
- 地域食堂ってどんなことをしているのかな。



その4

身近な相談窓口や、住民や専門職による包括的な支援を行う仕組みづくりが必要です。

- どこに相談すればいいか、分からないよ。
- 困りごとを気軽に相談したいよ。
- 介護と育児、どれから解決すればいいかわからないよ。



その5

地域で安心して生活し続ける仕組みづくりが必要です。

- 災害が起きたら、どうやって避難をしようか。
- 買い物に行くのに交通手段がないよ。
- 健康づくりをしたいよ。





計画の体系

(基本理念・基本原則・基本目標)
基本計画 (基本施策)

基本理念

みんなで支え合い いつまでも

基本原則

● 基本的人権の尊重 ● 参画と協働

【基本目標】

I

住民参加と
地域福祉
活動の促進

【基本計画(基本施策)】

- 1 地域における福祉活動の推進・支援 **重点取組①**
 - 1 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立 [重層・地域]
 - 2 地区を単位とする相談機能の確立 [重層・継続的、参加]
 - 3 地区を単位とする福祉活動の充実 [重層・継続的、参加、地域]
 - 4 町内会・集落における福祉活動の促進 [重層・地域]

- 2 様々な主体による福祉活動の促進
 - 1 ボランティア・市民活動センターの機能強化
 - 2 様々な生活課題を抱えた当事者の組織化

- 3 福祉学習の推進と担い手づくり **重点取組②**
 - 1 福祉学習のプラットフォームづくり [重層・地域]
 - 2 子どもを対象とする福祉学習の推進 [重層・地域]
 - 3 地域を対象とする福祉学習の推進 [重層・地域]

- 4 福祉活動促進のための基盤強化
 - 1 組織体制の強化
 - 2 財源の強化

II

相談支援と
権利擁護
体制の強化

- 1 包括的支援体制の構築 **重点取組③**
 - 1 総合相談体制の充実 [重層・包括的相談、継続的]
 - 2 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制づくり [重層・包括的相談、多機関協働、継続的]

- 2 権利擁護機能の強化
 - 1 権利擁護支援センターの機能強化
 - 2 市民後見人の育成促進
 - 3 虐待の防止と対応の強化

- 3 情報提供体制の充実

III

地域で
安心して
暮らせる
基盤づくり

- 1 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進 [重層・参加、地域]
- 2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開 [重層・参加、地域]
- 3 福祉人材の確保・育成 [重層・地域]
- 4 当事者の社会参加の促進・移動手段の確保 [重層・参加、地域]
- 5 福祉と連携したまちづくりの促進 [重層・地域]
- 6 企業の社会貢献活動の促進 [重層・地域]
- 7 再犯防止施策の促進 《鳥取市再犯防止推進計画》

いきいきと 自分らしく暮らしてつづけることができる 福祉のまちづくり

の促進 ● 地域共生社会の実現

【計画(施策)の展開】(抜粋)

〔市社協の役割〕

※市社協：鳥取市社会福祉協議会

〔民間の方向性〕

〔行政による取組〕

地域組織の在り方の検討	小地域福祉活動の強化	コーディネーターの設置支援
気軽に相談できる常設型の場の設置検討	気軽に相談できる常設型の場の設置支援	気軽に相談できる常設型の場の設置推進
ひとり暮らし高齢者等の見守り支援	見守り活動の強化に向けた取組支援	見守り支援活動への支援
ふれあい・いきいきサロンを増やす取組	サロン活動への支援	ふれあい・いきいきサロン事業への支援

ボランティア等を増やす取組	ボランティアの養成	ボランティア・市民活動センターの機能強化
課題を持った当事者の組織化	当事者の組織化、運営への支援	当事者の組織化への支援

福祉学習のプラットフォームへの参加	福祉学習のプラットフォームの設置及び運営	福祉学習のプラットフォームへの参加
教育機関と連携し、福祉学習プログラムに参画	実践型学習への転換の調整	福祉学習プログラムの実施協力
様々な講座や研修への参加	地域の関係機関や関係団体との連携	福祉学習プログラムの実施協力

地域福祉推進体制の活動強化	市社協の機能強化	市社協の機能強化への支援
募金活動・寄附への理解と意識の向上	共同募金運動の強化、募金活動への理解促進	寄附文化の創出に向けての情報提供

※CSW:コミュニティ・ソーシャル・ワーカー

課題を発見し、住民で話し合う体制づくり	地区担当職員(CSW)、生活支援コーディネーター(担当制)の配置	共生型支援会議(仮称)の設置推進
課題を発見し、住民で話し合う場への参加	各相談機関とのネットワーク化の推進	プロジェクト会議の構築

権利擁護への理解と意識の向上	鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営	鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」等の運営への支援
市民後見人養成講座への参加	市民後見人養成講座の運営	市民後見人養成講座の継続開催
虐待などの発生時に備えた地域の関係機関等との連携	地域包括支援センター等の利用促進への取組	気軽に相談できる常設型の場との連携体制の構築

各種研修会、出前講座等へ積極的参加	多様な媒体を活用した情報提供	各種研修会等の充実による情報提供の推進
-------------------	----------------	---------------------

地区を単位とする福祉ネットワークへの参加及び連携	社会福祉法人との連絡会の立ち上げ	地域課題に対応した公益活動事業の促進
--------------------------	------------------	--------------------

学習機会への積極参加	福祉学習の取組の推進	共生型サービス等の福祉サービスの促進
------------	------------	--------------------

企業、サービス提供事業者等での実習生の受け入れ	実習生の受け入れの支援及び調整	教育機関からの実習生の積極的受け入れ
-------------------------	-----------------	--------------------

高齢者、障がい者等の就労支援の受け入れ	事業者への就労支援の受け入れへの働きかけ	高齢者、障がい者等の地域での就労支援の促進
---------------------	----------------------	-----------------------

避難行動要支援者との日常的な交流	避難行動要支援者支援制度に関する情報提供	支援が必要な人の避難体制づくりの促進
------------------	----------------------	--------------------

企業ボランティアや福祉活動等への参加	社会貢献活動の取組に関する情報提供	社会貢献活動への参加呼び掛け
--------------------	-------------------	----------------

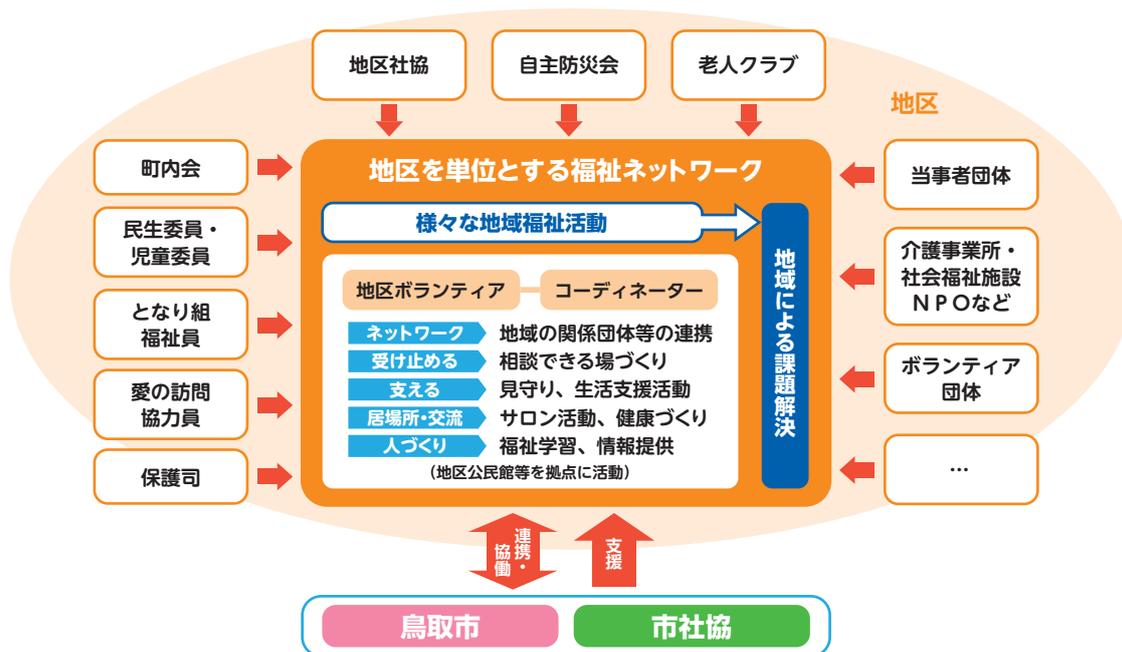
保護司会等の活動の支援	保護司会等への活動費の助成	保護司会等の活動への助成
-------------	---------------	--------------

重点取組①

地域における福祉活動の推進・支援

近年、生活課題が複雑化・多様化する中で、地域の生活課題を早期発見し、早期対応することが重要です。そのために地域福祉推進の基盤となるネットワークの機能の確立が求められています。

地区を単位とする福祉ネットワークが誰もが気軽に集える場を作り、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開・充実することを目指します。

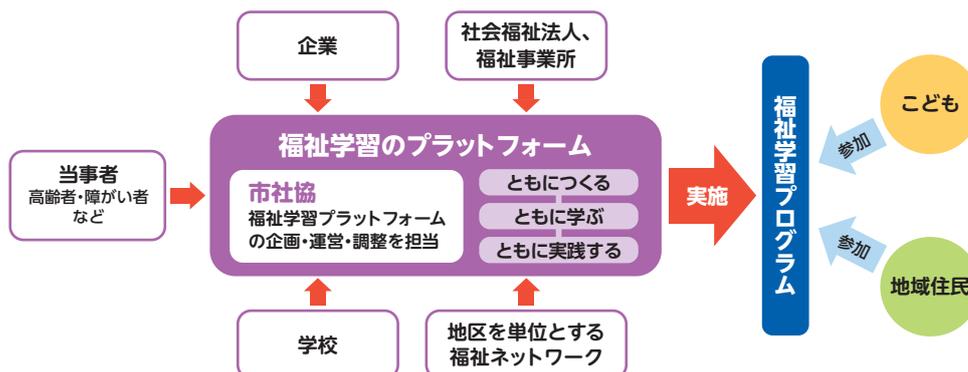


重点取組②

福祉学習の推進と担い手づくり

地域福祉を推進するためには、地域全体で福祉への理解と関心を高め、地域のあらゆる年齢層や立場の人が協働し、「我が事」として生活課題を受け止め、解決に向けて行動してゆく「力」を育むことが必要です。

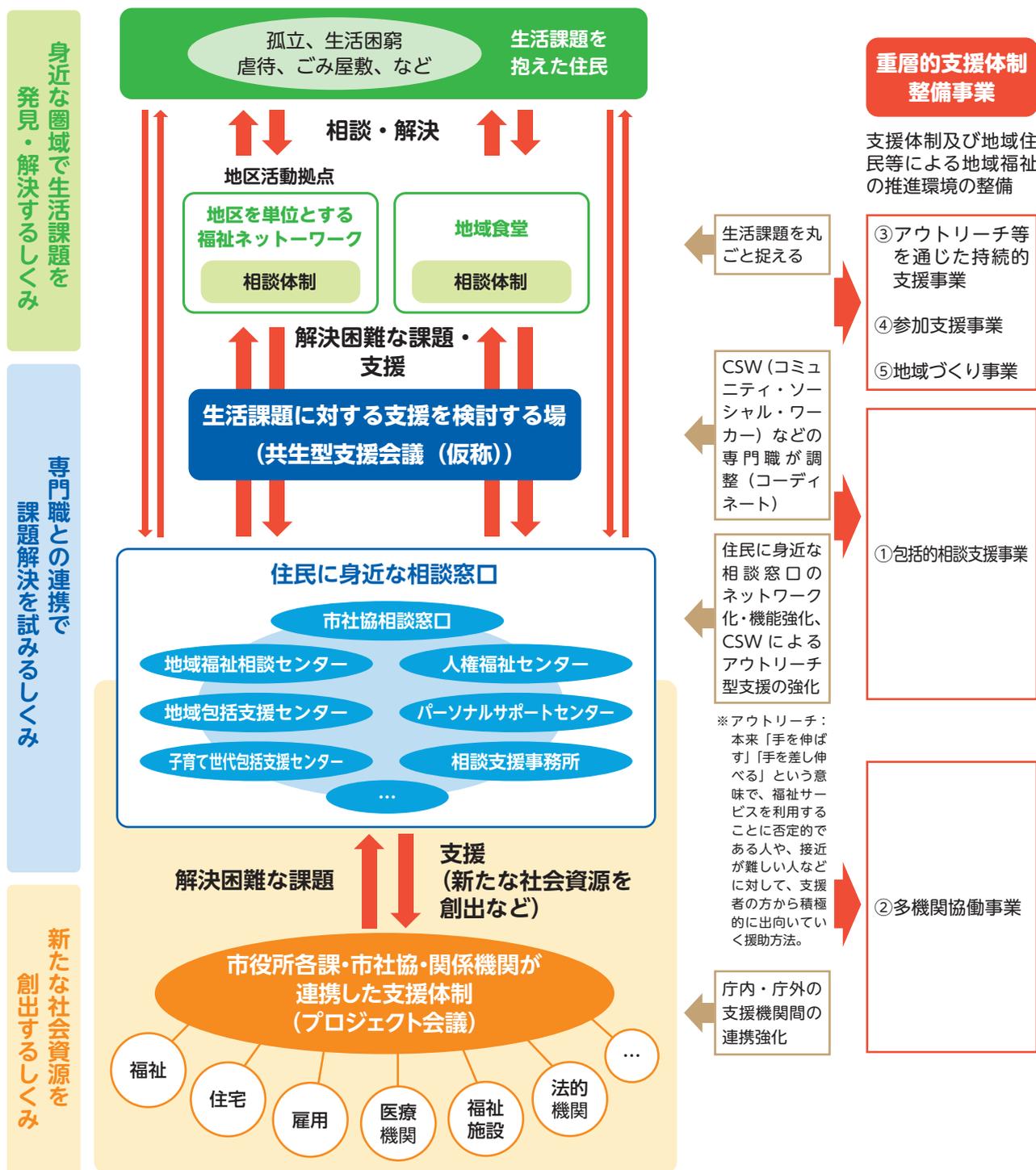
そのため、福祉ネットワークをはじめとした地域の様々な機関や団体が参加した福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進し、共に学びのプログラムをつくりながら、学校や地域における福祉に関する学習機会の充実を図り、活動を支える人材の発掘・育成・活動の促進を図ります。



重点取組 ③

包括的支援体制の構築

社会的孤立の広がりを背景に、高齢者、障がい者、ひとり親世帯、生活困窮世帯、ひきこもり、犯罪をした者等などに関する生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向が強まっています。今後はこうした生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、住民との協働による課題発見機能の強化と、分野や組織を超えた包括的な支援体制づくりを進めます。

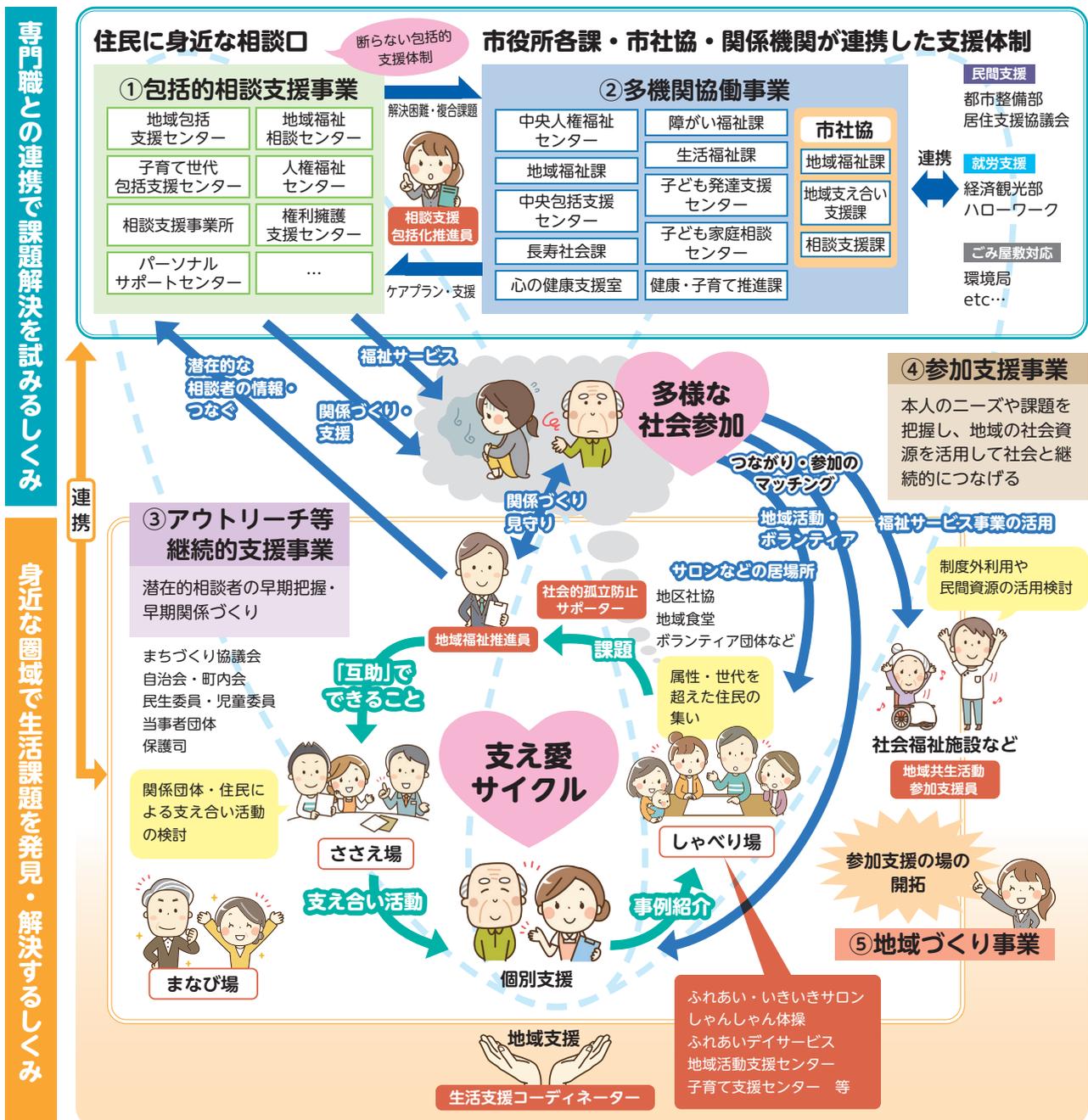


鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画

「重層的支援体制整備事業実施計画」は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の5つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業での取組について定めた計画です。

鳥取市地域福祉推進計画の基本計画（基本施策）の取組の具体的実行を目的として、鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画を策定しました。

鳥取市の重層的支援体制整備事業（全体イメージ図）

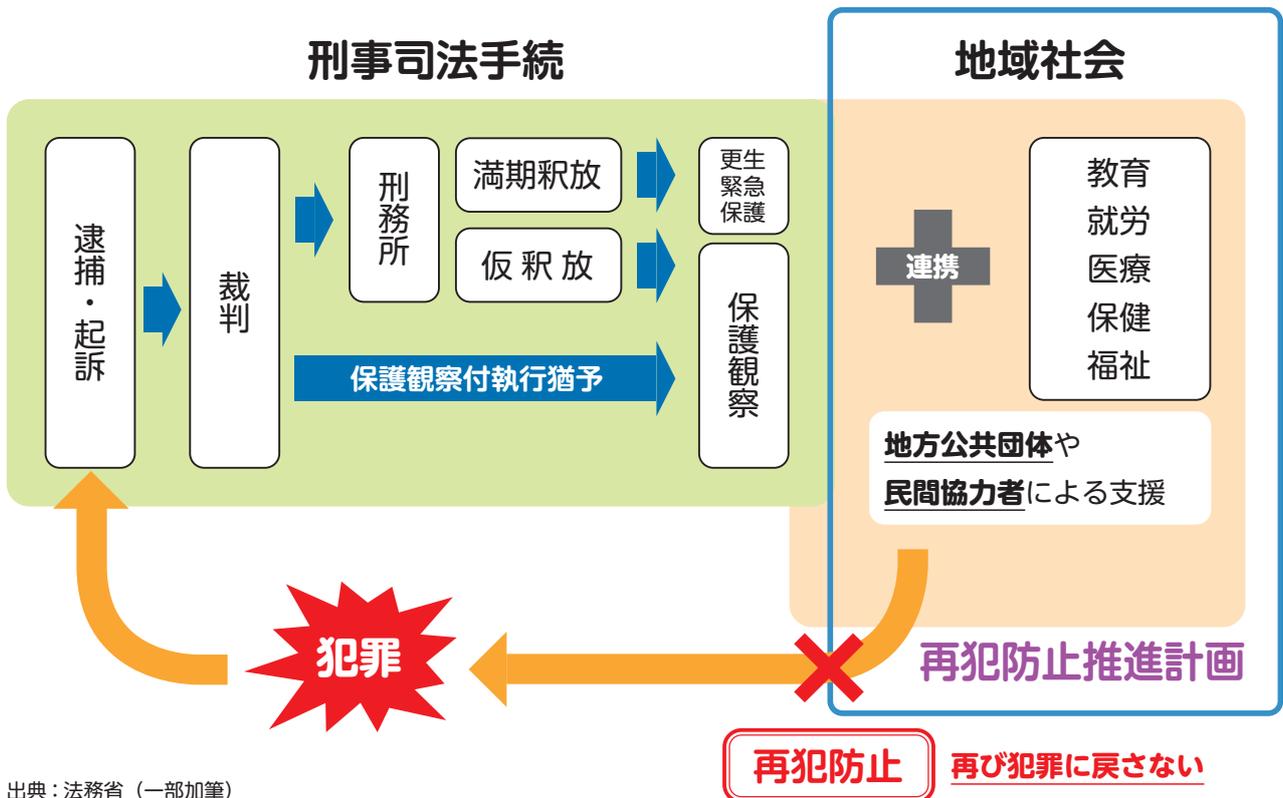




鳥取市再犯防止推進計画

「再犯防止推進計画」は、犯罪をした者等の社会復帰を、関係機関が協力連携しつつ、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的とする計画です。

刑事司法手続きの流れ（成人の場合）



鳥取市再犯防止推進計画では、次の6つの取組を、犯罪をした者等に関して、特に行っていくこととします。

- 更生保護ボランティアの確保と活動の支援
- 広報啓発活動の推進
- 就労に向けた相談、支援等の充実
- 住居等の確保
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 児童生徒の立ち直りの支援



計画の推進体制は

この計画は、地域福祉の担い手である市民の参画する「鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」により進行管理を行い、鳥取市と市社協とが密接に連携し、推進していきます。

また、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCA サイクル）に基づき、定期的に事業の達成状況や評価を整理します。



鳥取市地域福祉推進計画

(第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画)

～中間見直し版～

鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画
鳥取市再犯防止推進計画

発行／令和4年3月

発行者／

鳥取市 福祉部 地域福祉課

〒680-8571
鳥取市幸町71番地
鳥取市役所本庁舎
TEL (0857)30-8202
FAX (0857)20-3906

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
事務局 地域福祉課

〒680-0845
鳥取市富安二丁目104番地2
(さざんか会館1階)
TEL (0857)24-3180
FAX (0857)24-3215